

正道ヲ掲ケ、誑誣ノ言説ヲ排シ、不正ノ暴力ヲ退ケ、以テ自己ノ道德的シテ生活ヲ保護シタリ、思フニ此ノ種ノ改善ハ組織ノ力ニヨリ、社會的協力ニ俟ツニ非スシハ、其効果ヲ齎ラヌコト難シ故ニ、各部部落ノ會ハ互ニ相連絡シテ相互ニ匡勸スル所アリシモ、更ニ進シテ會ノ組織ヲ改メ、端出場改善會トシ、各部落ノ會ハ其支部トシ、以テ統一セル完全ナル組織ノ下ニ初志ノ貫徹ニ努力スルコト、セハ、其效果大ナルハレトカ、為シ相謀リテ茲ニ會ノ組織ヲ改メ、會則ヲ設ケ、詔勅ノ趣旨ヲ奉体シテ國民道德ヲ實踐躬行シ、和衷協力振作更張シテ、以テ部落ノ改善ヲ行ヒ、産業ノ發達ト國家ノ興隆ニ資セシコト、時期ス右盟約ス

改正協會九講子會則

東平

一本松支部

(公德宣傳會)

第一章

郷 藤支部

(懷愛會)

喜三谷支部

(自治組合)

鉢 鉢支部

(懷誠會)

鹿 鹿支部

(教養會)

川 川支部

(共勵會)

田 田支部

(新青會)

山 山支部

(革制會)

西 西支部

(親睦會)

精神ノ振作
思想ノ更張